特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立学校） 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
北海道教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
北海道教育委員会

公表日
令和6年9月30日

［平成30年５月　様式３］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立学校）
②事務の内容	高等学校等（以下「学校」という。）の生徒は、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する法律（以下「就学支援金に関する法律」という。）（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒（以下「生徒」という。）が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者（以下「保護者等」という。）の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化（個人番号が書面で提出された場合に限る） ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] <選択肢> 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム（以下「就学支援金事務処理システム」という。）
②システムの機能	就学支援金の支給に関する法律等に基づき、公立高等学校等に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要な業務を行うシステム。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報等照会の対象者（保護者等）の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID（個人番号ではなく、本システム固有のID）を発番し、情報照会対象者（保護者等）の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報等を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	北海道庁宛名連携サーバー
②システムの機能	①宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 ②宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 ③中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 ④既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。 ⑤個人番号と既存業務システムで使用される個人を識別する管理番号を紐付けて保存・管理する機能 ⑥保有する既存業務システムの管理番号を通知する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー　　）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 ※1　セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 ①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	①都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、各市町村の住民基本台帳ネットワークシステムと住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡し役を担うコンピュータ（市町村CS）を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、地方公共団体情報システム機構が全国の本人確認情報を保持するサーバ（全国サーバ）に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ②都道府県の執行機関による住民基本台帳法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 ③法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ④全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ⑤代表端末または業務端末において入力された個人番号又は基本4情報の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第153条の各号
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北海道教育庁学校教育局高校教育課
②所属長の役職名	高校配置・制度担当課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

就学支援金特定個人情報照会ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		北海道内の公立高等学校等に在学する生徒の保護者等
	その必要性	就学支援金の受給資格認定の審査にあたり、生徒の家庭の所得情報を照会する必要があるため。
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[○] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[○] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報： 情報照会対象者（保護者等）を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 ・4情報： 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先（電話番号等） 生徒や保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報： 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報 保護者等の生活保護関係情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報： 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成31年4月
⑥事務担当部署		北海道教育庁学校教育局高校教育課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [ ] 評価実施機関内の他部署 （ ） [ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市区町村、都道府県 ） [ ] 民間事業者 （ ） [○] その他 （ 学校、地方公共団体情報システム機構 ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 就学支援金事務処理システム ）
③使用目的 ※		申請者である生徒が、就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するか審査を行う必要があるため。
④使用の主体	使用部署	北海道教育庁学校教育局高校教育課 各教育局
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。
	情報の突合	・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。
⑥使用開始日		平成31年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託しない] ( ) 件	<選択肢> 1）委託する 2）委託しない
委託事項1			
①委託内容			
②委託先における取扱者数		[ ]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名			
再委託	④再委託の有無 ※	[ ]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　] 提供を行っている　（　　）件　[　] 移転を行っている　（　　）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜北海道における措置＞ ・事務室において、施錠付きのラック内に保管する。 ・サーバーへのアクセスはID、パスワード、ICカードによる二要素認証を行い、アクセスする職員を明確化するとともに、その機会を必要最低限としている。 ・データ化された情報を保存する外部媒体（USB等）については、鍵付きの書庫等で保管するものとする。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

・生徒氏名
・生徒氏名（ふりがな）
・生徒の生年月日
・生徒の住所
・保護者等の連絡先
・生徒が在学する学校の名称
・学校種・課程
・学校の在学期間
・取得単位数
・保護者等の氏名
・保護者等の氏名（ふりがな）
・生徒との続柄
・課税先の市町村
・保護者等の個人番号
・保護者等の統合宛名番号
・保護者等の課税所得額、市町村民税の調整控除額、市町村民税所得割額、道府県民税所得割額、市町村民税均等割額、配偶者控除等、本人該当区分
・保護者等の総所得金額等、合計所得金額、扶養控除情報、16歳未満扶養者数、所得控除合計額
・保護者等の生活保護関係情報
・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号により情報照会を行う対象となる保護者等について、就学支援金の申請案内等で十分に周知の上、対象となる保護者等の個人番号のみ提出させるようにし、対象者以外の情報を収集することのないように徹底する。 ・申請書の様式は文部科学省が定めた様式を使用し、必要のない情報が含まれるリスクの発生を軽減する。 ・地方公共団体情報システム機構から特定個人情報を取得する際も、対象者以外の情報を入手しないこととする。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・北海道庁宛名連携サーバーや中間サーバーには、個人番号を利用した就学支援金事務に必要となる最小限の情報（保護者等の個人番号、宛名番号、基本4情報等）及び情報提供ネットワークシステムや地方公共団体情報システム機構より取得した課税情報等を記録するとともに、システムにアクセスできる職員を必要最小限に限定することにより、目的を超えた紐付け、事務に必要の無い情報との紐付けを防止する。 ・就学支援金事務処理システムでは、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを登録する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2:　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　] ＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・就学支援金事務処理システムでは、就学支援金事務を実施する職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与する。 ・個人番号については、取扱権限を付与するユーザIDを限定しており、管理職員によりパスワードを管理する。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ ]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜就学支援金事務処理システム＞ ・情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを電子媒体を利用したファイル連携により登録する。 ＜中間サーバー・ソフトウェア＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生あり　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
	その内容	令和5年9月に外部へメール送信する際に、宛先をBCC欄ではなくTo欄に誤って入力したため、他のメールアドレスが閲覧可能な状態で送信する事例が発生した。
	再発防止策の内容	個人情報の適切な取扱いについて職員の意識を向上させるため、管理職員を対象に緊急会議を実施するとともに、個人情報送付時は「個人情報送付時におけるチェックの視点」に留意し、「個人情報送付時におけるチェックリスト」による確認を行うよう職員に対し改めて周知徹底を図った。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネット回線と分離した専用のネットワーク回線及び専用のパソコンで利用する。 ・専用パソコン利用時には、ICカード及び端末パスワードによる認証を必要としている。 ・紙媒体での提出となるマイナンバーカードの写しの保管・消去には厳重な取扱いが求められることから、保管期間経過後は速やかにシュレッダーにより復元不可能な状態にして消去することとし、複数人で消去を確認するなど万全の対策を講じる。		

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　]　　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	＜北海道における措置＞ ①職員（道立学校及び市町村立学校職員を含む。）に対し、特定個人情報の取扱いについて理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。 ②違反行為を行った職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とする。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	北海道総務部行政局文書課行政情報センター 〒060-8588　北海道札幌市中央区北3条西7丁目　道庁別館3階 電話：011-204-5038
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	北海道教育庁学校教育局高校教育課 〒060-8544　北海道札幌市中央区北3条西7丁目　道庁別館8階 電話：011-204-5760
②対応方法	問い合わせがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年1月11日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	道民意見提出手続きに関する要綱に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施した。
②実施日・期間	令和5年1月25日～令和5年2月24日
③主な意見の内容	意見の提出なし
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	【部会審議】 令和5年4月20日　　【全体会審議】 令和5年5月12日
②方法	北海道情報公開・個人情報保護審査会への諮問による第三者点検を実施した。
③結果	審議の結果、次のとおり意見を付し、諮問の内容は適当なものであると認められた。 【点検結果（総評）】 北海道特定個人情報保護評価実施要綱（以下「実施要綱」という。）第9の2(2)の「審議の観点」に基づき個別に内容を審査したところ、事務担当課においては、下記意見のとおり一部の事務手続について瑕疵が認められたものの、特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析しているとともに、リスクを軽減させるための措置についても、適切に講じているものと認められる。 また、道民等の信頼の確保のため、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に記載しており、特段の問題は認められないものと考えられる。 【意見】 実施要綱第6の2(2)では、事務担当課は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）を再実施するものとすることを規定しているところ、本件事務において、再実施の手続を踏まずに特定個人情報ファイルの取扱いを一部変更していることが確認された。 この点について、事務担当課は、当該変更は特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるものであるとして、重要な変更に該当しないと判断し、事前に評価の再実施を行わなかったと主張するが、当審査会としては、これを容認することは難しく、評価が、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止や道民等の信頼の確保を目的としていることに鑑みると、本件における事務担当課の対応に不適切な部分があったといわざるを得ないことから、今後は、制度の趣旨を十分に理解した上で、実施要綱等に基づき、より厳格に運用するよう求める。

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	Ⅰ－2－システム2－③		その他の〇を削除。	事前	重要な変更に当たらない（誤字脱字の修正）
令和2年6月9日	Ⅳ－1－①	北海道総務法務・法人局法制文書課行政情報センター	北海道総務部行政局文書課行政情報センター	事後	重要な変更に当たらない
令和3年5月24日	Ⅰ－1－②	（通知カードも可。以下同様）	削除	事前	重要な変更に当たらない
令和3年5月24日	（別添1）	・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額	・保護者等の課税所得額、市町村民税の調整控除額	事後	重要な変更に当たらない
令和3年8月5日	Ⅰ－4－5－②	番号法第19条第7条	番号法第19条第8条	事後	重要な変更に当たらない
令和4年5月23日	Ⅰ－1－②	高等学校等（以下「学校」という。）の生徒は、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する法律（以下「就学支援金に関する法律」という。）（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒（以下「生徒」という。）が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者（以下「保護者等」という。）の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請（1学年時4月入学時） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカードの写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施	高等学校等（以下「学校」という。）の生徒は、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する法律（以下「就学支援金に関する法律」という。）（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒（以下「生徒」という。）が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者（以下「保護者等」という。）の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化（個人番号が書面で提出された場合に限る） ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施	事後	重要な変更に当たらない
令和4年5月23日	Ⅰ－2－②	就学支援金の支給に関する法律等に基づき、公立高等学校等に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要な業務を行うシステム。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報照会の対象者（保護者等）の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID（個人番号ではなく、本システム固有のID）を発番し、情報照会対象者（保護者等）の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 ※都道府県の教育委員会／知事部局が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。	就学支援金の支給に関する法律等に基づき、公立高等学校等に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要な業務を行うシステム。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報照会の対象者（保護者等）の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID（個人番号ではなく、本システム固有のID）を発番し、情報照会対象者（保護者等）の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報等を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 ※都道府県の教育委員会／知事部局が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。	事前	重要な変更に当たらない
令和4年5月23日	Ⅰ－6－②	配置・制度担当課長	道立学校配置・制度担当課長	事後	重要な変更に当たらない
令和4年5月23日	Ⅱ－2－④	・業務関係情報 [ ]地方税関係情報	・業務関係情報 [〇]地方税関係情報	事後	重要な変更に当たらない
令和4年5月23日	Ⅱ－2－④	・業務関係情報 [ ]生活保護・社会福祉関係情報	・業務関係情報 [〇]生活保護・社会福祉関係情報	事前	重要な変更に当たらない

令和4年5月23日	Ⅱ－2－④	○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報： 情報照会対象者（保護者等）を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 ・4情報： 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先（電話番号等） 生徒や保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報： 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報： 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。	○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報： 情報照会対象者（保護者等）を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 ・4情報： 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先（電話番号等） 生徒や保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報： 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報 保護者等の生活保護関係情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報： 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。	事前	重要な変更に当たらない
令和4年5月23日	Ⅱ－3－①	[○]地方公共団体・地方独立行政法人（市町村）	[○]地方公共団体・地方独立行政法人（市区町村、都道府県）	事前	重要な変更に当たらない
令和4年5月23日	（別添1）	・保護者等の課税所得額、市町村民税の調整控除額	・保護者等の課税所得額、市町村民税の調整控除額、市町村民税所得割額、道府県民税所得割額、市町村民税均等割額、配偶者控除等、本人該当区分	事後	重要な変更に当たらない
令和4年5月23日	（別添1）		・保護者等の総所得金額等、合計所得金額、扶養控除情報、16歳未満扶養者数 ・保護者等の生活保護関係情報	事前	重要な変更に当たらない
令和5年5月25日	Ⅰ－2－システム1－②	就学支援金の支給に関する法律等に基づき、公立高等学校等に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要な業務を行うシステム。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報照会の対象者（保護者等）の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID（個人番号ではなく、本システム固有のID）を発番し、情報照会対象者（保護者等）の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報等を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 ※都道府県の教育委員会／知事部局が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。	就学支援金の支給に関する法律等に基づき、公立高等学校等に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要な業務を行うシステム。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報等照会の対象者（保護者等）の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID（個人番号ではなく、本システム固有のID）を発番し、情報照会対象者（保護者等）の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報等を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。	事後	評価の再実施による変更
令和5年5月25日	Ⅰ－2－システム2－③	[ ]その他（ ）	[○]その他（中間サーバー）	事後	評価の再実施による変更
令和5年5月25日	Ⅰ－2－システム4－③	[○]住民基本台帳ネットワークシステム	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム	事後	評価の再実施による変更
令和5年5月25日	Ⅱ－3－②	[ ]その他（ ）	[○]その他（就学支援金事務処理システム）	事後	評価の再実施による変更
令和5年5月25日	（別添1）	・保護者等の総所得金額等、合計所得金額、扶養控除情報、16歳未満扶養者数	・保護者等の総所得金額等、合計所得金額、扶養控除情報、16歳未満扶養者数、所得控除合計額	事後	評価の再実施による変更
令和5年5月25日	Ⅲ－2	・個人番号により情報照会を行う対象となる保護者等について、就学支援金の申請案内等で十分に周知の上、対象となる保護者等の個人番号のみ提出させるようにし、対象者以外の情報を収集することのないように徹底する。 ・地方公共団体情報システム機構から特定個人情報を取得する際も、対象者以外の情報を入手しないこととする。	・個人番号により情報照会を行う対象となる保護者等について、就学支援金の申請案内等で十分に周知の上、対象となる保護者等の個人番号のみ提出させるようにし、対象者以外の情報を収集することのないように徹底する。 ・申請書の様式は文部科学省が定めた様式を使用し、必要のない情報が含まれるリスクの発生を軽減する。 ・地方公共団体情報システム機構から特定個人情報を取得する際も、対象者以外の情報を入手しないこととする。	事後	評価の再実施による変更
令和5年5月25日	Ⅲ－3	・団体内統合宛名システムには、個人番号を利用した就学支援金事務に必要となる最小限の情報（保護者等の個人番号、宛名番号、基本4情報等）及び情報提供ネットワークシステムや地方公共団体情報システム機構より取得した課税情報を記録するとともに、システムにアクセスできる職員を必要最小限に限定することにより、目的を超えた紐付け、事務に必要の無い情報との紐付けを防止する。 ・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを登録する。	・北海道庁宛名連携サーバーや中間サーバーには、個人番号を利用した就学支援金事務に必要となる最小限の情報（保護者等の個人番号、宛名番号、基本4情報等）及び情報提供ネットワークシステムや地方公共団体情報システム機構より取得した課税情報等を記録するとともに、システムにアクセスできる職員を必要最小限に限定することにより、目的を超えた紐付け、事務に必要の無い情報との紐付けを防止する。 ・就学支援金事務処理システムでは、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを登録する。	事後	評価の再実施による変更
令和5年5月25日	Ⅲ－3	・就学支援金事務処理システムでは、就学支援金事務を実施する職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与する。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定する。	・就学支援金事務処理システムでは、就学支援金事務を実施する職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与する。 ・個人番号については、取扱権限を付与するユーザIDを限定しており、管理職員によりパスワードを管理する。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定する。	事後	評価の再実施による変更

令和5年5月25日	Ⅲ－６	＜就学支援金事務処理システム＞ ・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを電子媒体を利用したファイル連携により登録する。	＜就学支援金事務処理システム＞ ・情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを電子媒体を利用したファイル連携により登録する。	事後	評価の再実施による変更
令和5年5月25日	Ⅲ－６	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞	＜中間サーバー・ソフトウェア＞	事後	評価の再実施による変更
令和5年5月25日	Ⅲ－７	H27.7.9に北海道教育委員会から外部宛てに一斉電子メールを発信する際に、受信者宛先欄に152人のメールアドレスが表示される状態で送信する事例が発生した。	R2.12.2に、教育局から管内各市町村教育委員会に対し、当該市町村の教職員分の成績を記したデータを送付するところ、管内の全教職員分1564人分のデータを管内全市町村教育委員会に送付する事例が発生した。	事後	評価の再実施による変更
令和5年5月25日	Ⅲ－７	個人情報の適切な取扱いについて職場研修を行い、再発防止に取り組むこととした。また、外部記録媒体の管理の徹底と職員に対する指導について、文書通知を行った。 ・職員のメール誤送信防止についての認識を深める。 ・「個人情報送付時におけるチェックリストを作成し、必ず複数の職員によって宛先等を確認する対策を徹底する。	個人情報の適切な取扱いについて職員の意識を向上させるため、管理職員を対象に緊急会議を実施するとともに、個人情報送付時は「個人情報送付時におけるチェックの視点」に留意し、「個人情報送付時におけるチェックリスト」による確認を行うよう職員に対し改めて周知徹底を図った。	事後	評価の再実施による変更
令和5年5月25日	Ⅲ－７	・紙媒体での提出となるマイナンバーカードの写しの保管・消去には厳重な取扱いが求められることから、提出のあった際には、適宜データ化を行い、紙媒体については速やかにシュレッダーにより消去することとし、複数人で消去を確認するなど万全の対策を講じる。	・特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネット回線と分離した専用のネットワーク回線及び専用のパソコンで利用する。 ・専用パソコン利用時には、ICカード及び端末パスワードによる認証を必要としている。 ・紙媒体での提出となるマイナンバーカードの写しの保管・消去には厳重な取扱いが求められることから、保管期間経過後は速やかにシュレッダーにより復元不可能な状態にして消去することとし、複数人で消去を確認するなど万全の対策を講じる。	事後	評価の再実施による変更
令和5年5月25日	Ⅳ－２－①	北海道教育庁学校教育局高校教育課 〒060-8544　北海道札幌市中央区北3条西7丁目　道庁別館8階 電話：011-204-5761	北海道教育庁学校教育局高校教育課 〒060-8544　北海道札幌市中央区北3条西7丁目　道庁別館8階 電話：011-204-5760	事後	評価の再実施による変更
令和6年6月28日	Ⅰ－４	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条	事後	重要な変更に当たらない
令和6年6月28日	Ⅰ－５－②	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第58条各号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第153条の各号	事後	重要な変更に当たらない
令和6年6月28日	Ⅰ－６－②	道立学校配置・制度担当課長	高校配置・制度担当課長	事後	重要な変更に当たらない
令和6年6月28日	Ⅲ－７－②－その内容	R2.12.2に、教育局から管内各市町村教育委員会に対し、当該市町村の教職員分の成績を記したデータを送付するところ、管内の全教職員分1564人分のデータを管内全市町村教育委員会に送付する事例が発生した。	令和５年９月に外部へメール送信する際に、宛先をBCC欄ではなくTo欄に誤って入力したため、他のメールアドレスが閲覧可能な状態で送信する事例が発生した。	事後	重要な変更に当たらない